

札幌市における1号～3号ニーズに対する供給量が不足した場合における対応基本方針

＜基本方針＞ 供給量の充足に当たっては、0歳から就学前まで受託できる(1号～3号までを受託できる)施設の確保を優先的に進める。

- ・このことにより、安定した保育環境を児童に与えるとともに、保護者がより安心して子どもを預けられる施設を可能な限り多く確保できる。
- ・就学前児童数は減少傾向にあり、長期的に見ると保育ニーズは減少すると考えられることから、施設の新設や事業の認可ではなく、既存施設の認定こども園化や既存施設の定員増を積極的に進める。
- ・ただし、3号ニーズに対する供給量のみが不足する場合には、上記にかかわらず、地域型保育事業の新規認可による供給量の確保を最優先とする。

基本方針を踏まえ、下記表の順位のとおり、認定区分ごとに供給量の確保策を定める。



1号

2号

3号

ニーズ量調査の結果により

A 1号認定ニーズ量＞既存幼稚園及び既存認定こども園による1号認定供給量の場合
① 既存保育所からの幼保連携型認定こども園への移行
② 既存保育所からの保育所型認定こども園への移行
③ 既存幼稚園の定員増(増築等による)
④ 幼保連携型認定こども園の新規設置
⑤ 地方裁量型認定こども園の新規設置

の順により供給量を確保する。

B 2号認定ニーズ量＞既存認定こども園及び既存保育所による2号認定供給量の場合
① 既存幼稚園からの幼保連携型認定こども園(1号～3号受託)への移行
② 既存幼稚園からの幼稚園型認定こども園(1号～3号受託)への移行
③ 既存保育所の定員増(増築等による)
④ 既存認可外保育施設から保育所(1号～3号受託)への移行
⑤ 幼保連携型認定こども園の新規設置
⑥ 保育所の新規設置
⑦ 既存幼稚園からの幼保連携型認定こども園(1号・2号受託)への移行
⑧ 既存幼稚園からの幼稚園型認定こども園(1号・2号受託)への移行
⑨ 地方裁量型認定こども園の新規設置

の順により供給量を確保する。

C 3号認定ニーズ量＞既存認定こども園及び既存保育所による3号認定供給量の場合
① 既存幼稚園からの幼保連携型認定こども園(1号～3号受託)への移行
② 既存幼稚園からの幼稚園型認定こども園(1号～3号受託)への移行
③ 既存保育所の定員増(増築等による)
④ 既存認可外保育施設から保育所(1号～3号受託)への移行
⑤ 幼保連携型認定こども園の新規設置
⑥ 保育所の新規設置
⑦ 小規模保育事業(A型)
⑧ 小規模保育事業(B型)
⑨ 小規模保育事業(C型)・家庭的保育事業
⑩ 事業所内保育事業
⑪ 地方裁量型認定こども園の新規設置

の順により供給量を確保する。

※ 居宅訪問型保育事業は供給量確保施策として用いない。

※施設・事業により認可定員の最低・最大数が異なるため供給すべき量に応じて優先順位を変えることがある。

※上記表にかかわらず、平成26年度までに札幌市が待機児童対策等を目的として運営費又は設置費を助成するなどした保育ママ、グループ型保育ママ、小規模保育事業、事業所内保育所及び札幌保育ルームが平成30年4月1日までに認定こども園、幼稚園、保育所又は地域型保育事業の認可等を受ける場合については最優先で供給量確保策とする。

※「移行」とは、現在の施設の建物又は敷地の全部又は一部を活用して保育施設を設置することをいう。

※2号認定ニーズのうち、幼児の学校教育の利用希望が強いものについては、幼保連携型又は幼稚園型の認定こども園による供給を基本としつつ、不足分については幼稚園により供給する。

優先順位の具体的な考え方

- 1 具体的に1号～3号認定ニーズの供給量を確保するに当たっては、
- ① 保護者の就労状態にかかわらず児童が施設を利用できる
 - ② 0歳から就学前まで一貫した方針に基づく教育・保育を提供することが制度上保障されている
 - ③ 子育て支援事業の実施が義務付けられているなど、他の施設と比べても利用者である児童・保護者にとってメリットが多いことから**1号～3号を受託する認定こども園(地方裁量型認定こども園を除く。)の整備を進めることを最優先とする。**

※ 認定こども園の4類型については将来的には幼保連携型に集約していく方向で進めていくことが望ましいとの考え方が示されていることや、設置主体が国及び地方公共団体以外だと学校法人及び社会福祉法人のみに限定されており、経営の安定性や保育の質の確保といった点で最も望ましいと考えられることから、**認定こども園のうち、幼保連携型こども園を最優先とし、次に幼稚園型・保育所型認定こども園を優先することとする。**

※ 地方裁量型認定こども園の認定については、新制度開始後も施設の機能(面積基準や人員配置基準)のみに着目して認定が行われるものであり、設置者に施設を継続的に運営していくための経済的基礎があるかどうかは審査の対象となっていないことから他の方法で供給量を確保できない場合の最後の選択肢とする。

2 左記1の認定こども園の整備によってもなお地域の1号～3号ニーズに応えることができないときは、基本方針を踏まえ**既存施設の増築等による定員増を優先する。**これでもなお、ニーズに応えることができないときは、以下の観点から**幼保連携型認定こども園及び保育所の新規設置を優先する。**

- ① 0歳から就学前までの間、同一の設置者による統一した考え方に基づく教育・保育が行われることが望ましいこと
- ② 3歳に到達した時点での受入先(連携施設)の確保を懸念する必要がないことや送迎先が変わらないなど保護者にとってもメリットが多いこと

※ 幼稚園については新規設置が困難であると思われることから本基本方針においては、選択肢としていない。

3 左記1・2によってもなお、地域の2号・3号ニーズに応えることができないときは、**既存幼稚園からの認定こども園化により2号の供給量を、地域型保育事業により3号の供給量を確保する。ただし、3号の供給量のみが不足している場合には左記1及び2に優先して地域型保育事業により供給量を確保する。**

※ 地域型保育事業により供給量を確保しようとする場合、保育の質の確保の観点から、**保育従事者のすべてを保育士とする小規模保育事業(A型)を最優先とする。**

※ これに続いて、保育従事者に占める保育士の割合が多い事業順(小規模保育事業(B型)→小規模保育事業(C型)及び家庭的保育事業)に供給量を確保する。

※ 事業所内保育事業については、認可に際して設置者の経済的基礎が審査事項となり、廃止に当たっては市長の事前承認が必要であるとはされているものの、その性質上設置する企業の経営状況等による事業所の移転や廃止に伴う影響を受けるものと考えられることから、地域型保育事業における優先順位は最後とする。

※ 居宅訪問型保育事業は、当該事業でなければ保育を実施できない事例が現時点で想定できないこと、1対1の保育による密室保育となって保育の質の客観的な検証が困難であること、1人分の保育供給量を確保しようとする場合の行政側の費用負担も他の事業と比べて高くなることが予想されること、より多くの市民が利用しやすい保育サービスを優先して提供する必要がありますことから、今回の事業計画期間(27～31年度)においては実施しないことを基本方針とし、次回計画期間に向けて当該事業に関して特にニーズがあることが把握できた場合などにはあらためて実施について検討する。